東京大学相談支援研究開発センター　特任講師（カウンセリング分野）募集要項

１．公募人員：特任講師（カウンセリング分野）　1名

２．所属：相談支援研究開発センター実践開発部門

３．業務内容：
(1) 学生に対する心理カウンセリング
(2) 家族や教職員に対するコンサルテーション
(3) 学生や教職員に対する研修等の企画と遂行
(4) カウンセリング分野（学生相談所）の運営の補助業務
(5) 相談支援研究開発センターならびに学内外の諸機関・諸施設との連携
(6) 学生相談に関連する研究活動

４．資格・条件：
(1) 臨床心理士又は公認心理師、もしくは、同等の専門性があると認められる国外資格（国外資格の場合、資格に関して詳細がわかる資料を別途提出のこと）。
(2) 博士の学位を有すること、又はそれと同等の研究業績を有すること
(3) 学生相談に関する知識や経験を有すること
(4)「３．業務内容」を遂行する資質と能力を有すること
(5)「３．業務内容」を日本語と英語で遂行できる能力を有すること
(6) チームワーク能力に優れ、様々な職種間の円滑な連携を主導できること
(7) 東京大学のダイバーシティ&インクルージョンの理念を尊重し業務を遂行できること

５．契約期間：令和9年3月1日　～　令和12年2月28日　（着任日は応相談）

６．更新の有無：
更新する場合があり得る。
更新回数は1回、在職できる期間は令和15年2月28日を限度とし、以後更新しない。
更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、業務に関わる健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。

７．試用期間：採用された日から14日間

８．　就業場所：相談支援研究開発センター学生相談所（東京都文京区本郷 7-3-1、千葉県柏市柏の葉 5-1-5）

９．就業時間：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。

10. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

11. 休暇：東京大学の規程に基づく年次有給休暇、特別休暇等

12. 賃金等：
東京大学年俸制給与の適用に関する規則に従い、資格、能力、経験等に応じて決定する。業績、成果手当等を含め、月額 50～60 万程度を予定。通勤手当を支給する（支給要件を満たした場合、原則、月額55,000円まで）

13. 加入保険：法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入

14. 提出書類（日本語で記載のこと）：
(1) 履歴書　東京大学統一様式（※）を使用のこと。
※ 様式は https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html からダウンロードのこと。
なお、履歴書への顔写真の添付は応募時点では不要です。
(2) 業績目録
(3) 主要論文または著書の別刷（コピー可）3点以内
(4) 今後の抱負について（A4版1枚以内）
(5) 語学力を示す資料
a. 英語の能力を示す語学検定の結果等
b. 英語を用いた臨床業務経験について簡略にまとめたもの
※aについては、英語を教授言語とするプログラムを終了した場合は提出不要
(6) 選考に際し所見を求めることができる方(2 名)の氏名、所属、連絡先(電話番号及びメールアドレス)
(7) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申

告書（(1)～(6)を提出後に当方より書式を送付します）

15. 応募書類送付先・応募期限
「14.提出書類」の電子ファイルを令和8年12月18日(金)23時59分まで(厳守)に以下URLへアップロードしてください。
アップロード用URL：
https://univtokyo.sharepoint.com/:f:/t/Teams.soudankikaku.adm/IgDAevBNnMMhQpvONoNxgfqKAQDc44ONiHaDGjvscZ9Hd54
※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

16. 選考方法：書類選考及び面接

面接は日本語及び英語で行います。
※書類選考通過者に対する面接実施予定日：令和9年1月上旬～1月中旬

17. 問合せ先：〒113-8654　東京都文京区本郷7-3-1
東京大学本部学生相談支援課相談企画チーム
E-mail：soudankikaku.adm [at mark] gs.mail.u-tokyo.ac.jp
([at mark]は@に置き換えてください。)

18. 募集者名称 ： 国立大学法人東京大学

19. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

20. その他 ：
1) 応募書類は返却しません。
2) 選考過程で面接を行う場合の交通費等は自己負担となります。なお、状況によっては、オンラインでの面談となる場合もあります。
3) 応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には利用いたしません。
4) 本学は2009年3月3日に「男女共同参画加速のための宣言」、2022年6月「ダイバーシティ＆インクルージョン宣言」を発表しました。本センターでは、この宣言に基づき、女性の応募を歓迎します。性別、国籍、その他多様な背景を有する候補者の応募を歓迎します。また応募者には、本学のダイバーシティ＆インクルージョン宣言の実現に向けて積極的に取り組むことを期待します。
5) 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重要な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障がない範囲に留める必要があります。